

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 四六〇
- 計量器の定期検査を実施する件 四六〇
- 漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済の加入区の区域を定める件の一部を改正する件 四六一
- 漁獲共済の加入区の区域を定める件の一部を改正する件 四六一
- 漁業災害補償法第百四条第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済の加入区の区域を定める件の一部を改正する件 四六一
- 漁業災害補償法により区域及び区分を定めた件の一部を改正する件 四六一
- 漁獲共済の加入区の区域及び区分を定めた件 四六一
- 道路の区域を変更する件二件 四六一

公 告

- 一般競争入札を行う件 四六二
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 四六二
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 四六四
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四六四
- 福島県教育委員会
 - 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 四六四
 - 福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令 四六五
- 福島県警察本部
 - 一般競争入札を行う件 四六五
- 正 誤
 - 平成二十二年六月二十九日付け第二千九百九十三号中 四六六

告 示

福島県告示第五百五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十

二年七月三十日から同年八月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年七月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら一箕町店 福島県会津若松市扇町土地区画整理事業

施行地区二―一街区一号ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

南側出入口の側溝については、車両の出入による破損の恐れがあることから横断用側溝に敷設換えの措置を講じ、周辺住民の安全な通行を確保すること。
周辺住民からの苦情や要望等があった場合には、速やかに誠意ある対応を行うこと。
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成二十二年七月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所での実施する検査

| 検査区域 | 対象となる特定計量器 | 検査の期日及び時間 | 検査場所 |
|--------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------|
| 岩瀬郡天栄村 | 非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり | 九月一日 午前二時から 午前二時三〇分まで | 天栄村湯本体育館 |
| 同 郡鏡石町 | | 同 午後二時から 午後三時三〇分まで | 天栄村体育館 |
| 須賀川市 | | 九月二日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで | 鏡石町役場 |
| | | 同 午後一時三〇分から | 岩瀬農村環境改善センター |

| | | | | | |
|----|--------|------------------------------------------|------------------|-----------------------------|------------------|
| 町村 | 右に掲げる市 | 右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの | 午後三時三〇分まで | 九月三日 午前九時三〇分から 午前一時まで | 長沼支所梓衝市民サービスセンター |
| | | 同 | 午後一時から 午後三時まで | 同 | 長沼保健センター |
| | | 九月六日 午前一〇時三〇分 から 午後三時まで | 同 | 仁井田公民館 | |
| | | 同 午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで | 同 | 大東公民館 | |
| | | 九月七日 午前一〇時三〇分 から 午後三時まで | 同 | 須賀川市産業会館 | |
| | | 九月八日 午前一〇時三〇分 から 午後三時まで | 同 | 同 | |
| | | 九月九日 午前一〇時三〇分 から 午後三時まで | 同 | 同 | |
| | | 九月一〇日から一〇月八日まで（土曜日、日曜日、九月二〇日及び同月二三日を除く。） | 同 | 福島県計量検定所 | |

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

| | | |
|-------------------|----------------|------------------------------------------|
| 検査区域 | 対象となる特定計量器 | 検査の期日 |
| 須賀川市、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村 | 非自動ばかり、分銅及びおもり | 十一月一日から十二月二日まで（土曜日、日曜日、十一月三日及び同月二三日を除く。） |

（計量検定所）

福島県告示第五百七号

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済の加入区の区域を定める件（昭和五十年福島県告示第八十号）の一部を次のように改正する。
平成二十二年七月三十日

表中小名浜加入区の項を削る。
福島県知事 佐藤雄平
（水産課）

福島県告示第五百八号

漁獲共済の加入区の区域を定める件（昭和五十年福島県告示第三百五号）の一部を次のように改正する。
平成二十二年七月三十日

表中小名浜加入区の項を削る。
福島県知事 佐藤雄平
（水産課）

福島県告示第五百九号

漁業災害補償法第百四条第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済の加入区の区域を定めた件（昭和五十年福島県告示第七百四十九号）の一部を次のように改正する。
平成二十二年七月三十日

表中小名浜加入区の項を削る。
福島県知事 佐藤雄平
（水産課）

午前一〇時から
午後三時まで

福島県告示第五百十号

漁獲災害補償法により区域及び区分を定めた件（昭和五十二年福島県告示第九百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月三十日

福島県知事 佐藤雄平

小名浜漁業協同組合及び小名浜機船底曳網漁業協同組合の地区（小名浜加入区）の項を削り、中之作漁業協同組合の地区（中之作加入区）の項中「右同」を「中型沖合底びき網漁業」に改める。

（水産課）

福島県告示第五百十一号

漁獲災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定により、同法第百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済の加入区の区域及び漁業の区分を次のとおり定めた。

平成二十二年七月三十日

福島県知事 佐藤雄平

| 加入区の名称 | 加入区の区域 | 漁業の区分 |
|-----------|-------------------|-------------------------------------------------------------|
| 小名浜機船底曳網区 | 小名浜機船底曳網漁業協同組合の地区 | 一 小型合併漁業 二 沖合底びき網漁業 三 さんま棒受網漁業 四 一、二及び三に掲げる漁業以外の漁業 |

（水産課）

福島県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

福島県知事 佐藤雄平

| 路線名 | 区 間 | 変更前 | 変更後の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---------|----------------------|-----|-------|---------------|----------|
| 県道常葉野川線 | 双葉郡葛尾村大字野川字蔵久一一九番地先か | 変更前 | 変更後の別 | 五・〇〇 三・八・八 | 七四〇・一 |

| ら | 同 郡 同 村 大字 野川 字 蔵久一三三番四地先 まで | 変更後 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|------------------------------|-----|----------------|--------|
| | | | 一三・四〇 五九・四〇 | 七三〇・〇〇 |

（道路計画課）

福島県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

福島県知事 佐藤雄平

| 路線名 | 区 間 | 変更前 | 変更後の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---------|--------------------------------|-----|-------|-------------------------------------------|-------------------------|
| 県道相馬大内線 | 相馬市初野字西原三九番地先から同 市初野字西原一番二地先まで | 変更前 | 変更後の別 | A 六・四〇 一〇・〇〇 B 六・四〇 六・四〇 八・四〇 | 七四・〇〇 七四・〇〇 八二・〇〇 |

（道路計画課）

公 告

公告第296号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県地方税電子申告支援サービス提供業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成22年7月30日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県地方税電子申告支援サービス提供業務一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成26年3月31日まで（福島県地方税電子申告支援サービスの提供期間 平成22年12月20日から平成26年3月31日まで（39月と19分の6月））
- (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 社団法人地方税電子化協議会において、eLTAXベンダとして登録された者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年8月20日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部財務総室税務システム課
電話024-521-7731

- 4 入札説明書等の配付
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配付する。
- (1) 配付期間 平成22年7月30日（金）から同年8月19日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。
- (2) 配付場所 3に掲げる場所と同じ。
- (3) その他 郵送による配付を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙30枚程度が入る大きさと、240円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、平成22年8月19日（木）午後5時までに3に掲げる場所まで請求すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成22年9月10日（金）午前10時30分
 - (2) 場所 福島県自治会館4階403会議室（福島県福島市中町8番2号）
 - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成22年9月9日（木）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
 - 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - 7 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
 - 8 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札書には、福島県地方税電子申告支援サービスの提供に係る月額に当該サービスの提供期間の月数を乗じて得た金額及び当該サービスの導入に係る金額の合計額を記載すること。

なお、入札書に記載された金額の内訳として、当該サービスの提供に係る月額及び当該月額に当該サービスの提供期間の月数を乗じて得た額並びに当該サービスの導入に係る金額を記載すること。

おつて、落札の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 9 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required : ASP (Application Service Provider) service for eLTAX (electronic declaration system for local taxes) 1set
 - (2) Time - limit of tender (by hand) : 10 : 30a.m., 10 September, 2010
 - (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m., 9 September, 2010
 - (4) Contact point for the notice : Taxation System Division, Finance Office, General Affairs Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima, 960-8670 Japan TEL024-521-7731

公告第二百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年七月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

（税務システム課）

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月二十日

二 名称

特定非営利活動法人 パサージユ明進校

三 代表者の氏名

羽生 章

四 主たる事務所の所在地

福島県須賀川市卸町三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、フリースクールの運営を中心に、多世代交流体験・自然体験・農業体験などさまざまな活動を通して、主に学校に行っていない子ども、学力に悩む子ども、とその保護者を支援する。また、地域の方々のネットワークづくり・交流の機会を増進し、連携を密にして真剣に向き合い、共に学び、共に遊べる、思いやりのある人間形成・社会形成に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百九十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十二年七月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

| | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|-------|-----------|---------|------------|--------|--------|----|-------------|-----|
| 登録番号 (福島県) | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 (%) | | | その他の規格 | 氏名又は名称 | 住所 | 更新した登録の有効期限 | |
| | | | 窒素全量 | りん酸全量 | 加里全量 | | | | | |
| | | | 775 | 混合有機質肥料 | 混合有機質肥料デコム | | | | | 3.0 |

公告第二百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、相馬市から相馬都市計画ごみ焼却場の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農業総合センター）

| | | | | | | | | |
|-----|--------------|------------|-----|-----|-----|------------|-------------------|-----------|
| 776 | なたね油かす及びその粉末 | 5.0なたね油かす粉 | 5.0 | 2.0 | 1.0 | 該当事項なし | 株式会社 溝田大町一丁目1番25号 | 平成28年7月2日 |
| | | | | | | は、公定規格のとおり | | |

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

福島県教育委員会

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月三十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、同項第二十一号中「第十三条第二十四号」を「第十三条第二十五号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十号中「第十三条第二十三号」を「第十三条第二十四号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「第十三条第二十二号」を「第十三条第二十三号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「第十三条第二十一号」を「第十三条第二十二号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号中「第十三条第二十号」を「第十三条第二十一号」に改め、同号

を同項第十八号とし、同項第十六号中「第十三条第十九号」を「第十三条第二十号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第十三条第十八号」を「第十三条第十九号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第十三条第十七号」を「第十三条第十八号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第十三条第十六号」を「第十三条第十七号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第十三条第十五号」を「第十三条第十六号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第十三条第十四号」を「第十三条第十五号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第十三条第十三号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第八号中「第十三条第十二号」を「第十三条第十三号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第十三条第十一号」を「第十三条第十二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 規則第十三条第十号の場合における介護のための短期の休暇を受けるとき。
第七号様式の三中「（中略）」の次に「（短期介護休暇）」を加え、同様式備考2中「第23条第2項第15号から第21号」を「第23条第2項第16号から第22号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に提出されている改正前の福島県立学校の管理運営に関する規則第七号様式の三による休暇（欠勤）願は、改正後の福島県立学校の管理運営に関する規則第七号様式の三による休暇（欠勤）願とみなす。
- 3 この規則の施行の際に作成されている改正前の福島県立学校の管理運営に関する規則第七号様式の三による用紙は、所要の調整をして使用することができる。（学校経営支援課）

福島県教育委員会訓令第8号

教 育 庁

教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年七月三十日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、同項第二十一号中「第十三条第二十四号」を「第十三条第二十五号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十号中「第十三条第二十三号」を「第十三条第二十四号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「第十三条第二十二号」を「第十三条第二十三号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「第十三条第二十一号」を「第十三条第二十二号」に改め、同号を同項第十九号

とし、同項第十七号中「第十三条第二十号」を「第十三条第二十一号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第十三条第十九号」を「第十三条第二十号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第十三条第十八号」を「第十三条第十九号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第十三条第十七号」を「第十三条第十八号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第十三条第十六号」を「第十三条第十七号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第十三条第十五号」を「第十三条第十六号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第十三条第十四号」を「第十三条第十五号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第十三条第十三号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第八号中「第十三条第十二号」を「第十三条第十三号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第十三条第十一号」を「第十三条第十二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 規則第十三条第十号の場合における介護のための短期の休暇を受けるとき。
様式第五号中「（中略）」の次に「（短期介護休暇）」を加え、同様式備考2中「第8条第2項第15号から第21号」を「第8条第2項第16号から第22号」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際に提出されている改正前の福島県教育庁等服務規程様式第五号による休暇（欠勤）願は、改正後の福島県教育庁等服務規程様式第五号による休暇（欠勤）願とみなす。
- 3 この訓令の施行の際に作成されている改正前の福島県教育庁等服務規程様式第五号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。（教育総務課）

福島県警察本部

福島県警察本部公告第54号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける放置駐車違反処理システム機器の貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成22年7月30日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 放置駐車違反処理システム機器 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）

- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成23年2月1日から平成28年1月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年8月27日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課入札係
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年9月14日(火)午後1時30分 福島県庁西庁舎3階 301会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成22年9月13日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Illegally parked parking violation processing system machinery 1 set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30p.m., 14 September 2010
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m., 13 September 2010
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

入 札 書

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ゼーン | 品 名 | 単 位 | 単 価 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|-----|

○封筒に「11年6月19日付第1155号入札通知書」

| | | | |
|-----|---|------|----|
| 品 目 | ト | 場 合) | 別) |
| | 一 | | |